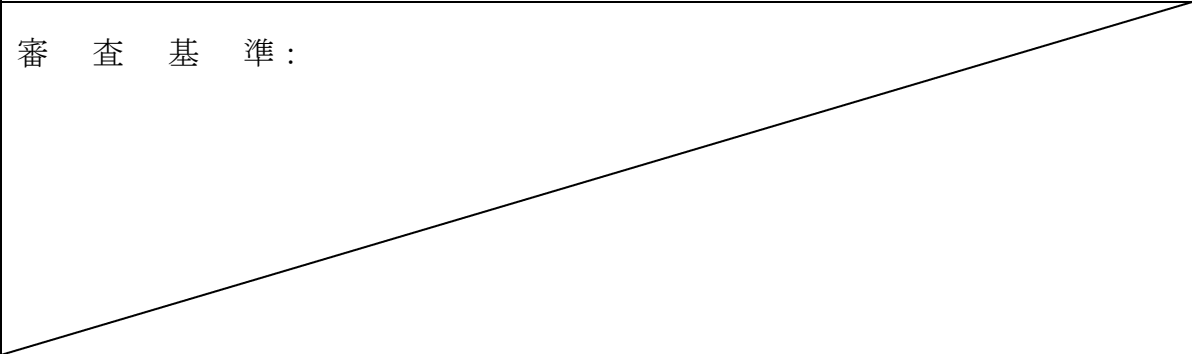


審 査 基 準

平成30年2月5日作成

法 令 名：自動車の保管場所の確保等に関する法律
根 拠 条 項：第13条第4項
処 分 の 概 要：運送事業用自動車 が運送事業用自動車 でなくなった場合の保管場所標章の交付
原権者（委任先）：警察署長
法 令 の 定 め：自動車の保管場所の確保等に関する法律第6条第1項（保管場所標章）、第13条第3項（適用除外等） 自動車の保管場所の確保等に関する法律施行規則第4条（保管場所標章の交付の手続）
審 査 基 準： 
標 準 処 理 期 間：2日間（行政庁の休日は含まれない。）
申 請 先：保管場所を管轄する警察署交通担当課
問 い 合 わ せ 先：管轄警察署の交通担当課 警察本部交通規制課許可第二係(092-641-4141 内5175)
備 考：